

工事の表彰に関する規約

第1条（目的）

優れた工事のうち、他の模範となる工事を表彰することにより、県内建設産業の資質の向上に資する。

第2条（表彰の実施）

他の模範となる優れた工事について、優秀工事として、知事表彰及び機関長表彰を実施する。

- 2 知事表彰及び機関長表彰受賞工事の主任（監理）技術者を優秀現場技術者として表彰する（ただしJVの場合は代表構成員の主任（監理）技術者のみを表彰する）。
- 3 下請表彰は、機関長表彰として実施する。

4 表彰は、土木部門と建築部門に分けて実施する。

第3条（対象工事）

県が発注した工事のうち、第2条に規定する表彰の前年度（以下、「表彰対象年度」という）に完成した建設工事で、工事成績評定要領に基づき評価された工事とする。

- 2 下請表彰は、優秀工事知事表彰を受けた工事の下請者を対象とする。

第4条（推薦）

知事表彰の推薦は、第9条に規定する推薦基準に基づき工事に関係する本庁の各課・室の長、若しくは工事を発注する機関の長が行う。

- 2 機関長表彰の推薦は、推薦基準に基づき対象機関の各発注課の長が行う。
- 3 下請表彰の推薦は元請業者が行い、対象機関毎に設置した事務局が、聞き取り調査を実施し各発注課の長が上申を行う。

第5条（選考委員会と受賞者の決定）

選考にあたっては選考委員会（以下、「委員会」という。）を置き、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員会は、委員長が招集し主宰する。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上の出席を以て成立するものとする。
- 4 委員は、委員長の承認をもって代理の者を出席させることができる。
- 5 表彰の選考にあたっては、委員会で審議し委員長が決定する。
- 6 本条の規定は、機関長表彰には適用しない。

第6条（幹事会）

委員会には幹事会を置き、予備選考を行う。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し主宰する。

- 4 幹事会は、幹事の2分の1以上の出席を以て成立するものとする。
- 5 幹事は、幹事長の承認をもって代理の者を出席させることができる。
- 6 幹事長は、予備選考の結果を委員会に報告する。
- 7 本条の規定は、機関長表彰には適用しない。

第7条（事務局）

事務局は、土木部建設企画課に置き、表彰に関する事務を行う。

- 2 事務局員は、土木部建設企画課、農林部農村整備課の職員をもって構成する。
- 3 本条の規定は、機関長表彰には適用しない。

第8条（現場審査）

事務局は、発注機関の長から推薦を受けた場合、幹事会による予備選考の前までに現場審査員による現場審査を実施し、その結果を事務局に提出する。

- 2 現場審査員は、土木、建築、農業土木の技術職員で構成し、幹事長が任命する。
- 3 本条の規定は、機関長表彰には適用しない。

第9条（基準）

表彰に関する推薦基準を別表3－1に、下請表彰に関する基準を別表3－2に定める。

第10条（機関長表彰）

機関長表彰の実施対象機関は、別表4に定める。

- 2 表彰の実施にあたり、実施対象機関毎に選考委員会及び事務局を設け、選考及び表彰に関する事務を行う。

第11条（表彰の取消）

表彰を受けた建設業者の受賞者として不適当と認められる行為が、受賞した年度内に判明した場合は、表彰を取り消す。

- 2 不適当と認められる行為は、別表5に定める。

第12条（その他）

この表彰対象者は、他の機関・団体等における表彰制度等の顕彰者を排除するものではない。

附則（施行期日）

この規約は、平成16年 4月20日から施行する。

平成17年 4月19日改正

平成18年 4月14日改正

平成19年 4月 4日改正

平成19年 9月28日改正

平成20年 4月 2日改正

平成21年 1月 7日改正（第11条は平成21年度から適用する。）

平成21年 4月 1日改正

平成22年 4月 1日改正

平成23年 5月13日改正

平成24年 4月 2日改正

平成25年 5月 7日改正

平成26年 4月15日改正

平成30年 4月 1日改正

平成31年 4月 1日改正

令和 2年 4月 1日改正

令和 5年 5月 1日改正

令和 5年10月 1日改正

令和 7年 4月 1日改正

別表1

(選考委員会の構成)

委員長： 土木部長

委員： 県民生活環境部長、水産部長、農林部長
水産部参事監、土木部技監、農林部次長

別表2

(幹事会の構成)

幹事長： 土木部 建設企画課長

幹 事： 県民生活環境部 水環境対策課長、自然環境課長

水産部 漁港漁場課長

農林部 農村整備課長、森林整備室長

土木部 都市政策課長、道路建設課長、道路維持課長、港湾課長、河川課長、
砂防課長、建築課長

警察本部 装備施設課長

別表3-1

(推薦基準)

- 1 表彰対象とする工事は、県内に主たる営業所を有する建設業者が施工した工事とする。
なお、対象とする工事の請負者が特定建設工事共同企業体である場合、県内に主たる営業所を有する者が代表構成員である場合に限る。
- 2 当該工事成績評定点が80点以上とする。ただし表彰対象年度において、他の工事で工事成績評定点65点未満を受けた建設業者を除く。
- 3 次のいずれかに該当する他の模範となる工事とする。
 - 一 施工・品質・安全管理・施工管理等において、効果的な創意工夫に努めた工事。
 - 二 地域との調整等を、積極的かつ協動的に実施することで、円滑な工事の遂行に努力し、効果を発揮した工事。
 - 三 構造物の規模・機能等、工種・工法の特殊性、自然的・社会的制約などにより、工事を施工するために高度な技術力を要する工事。
※高度技術は、記述のとおり高度な技術力を要する工事を表彰するものであり、単純に先進的な技術（ICT）を用いたものは主旨が異なるため、高度技術に該当しない。
 - 四 周辺地域固有の景観への配慮、環境保全、生物保護、等へ積極的に取り組んだ工事。
 - 五 国、県が推進する施策や、それに伴う先進的な技術に取り組み、効果を発揮した工事。
(建設DX、脱炭素、SDGs等)
- 4 表彰対象年度から表彰日の前日までに建設業法や独占禁止法、その他の法令に違反し行政処分若しくはそれに準ずる行政指導を受けた建設業者、又は入札参加資格者指名停止措置要領により県の指名停止を受けた建設業者、若しくは受けている建設業者の施工した工事は対象としない。
- 5 表彰対象年度に、次の事故を起こした建設業者の施工した工事は対象としない。
 - 一 休業4日以上工事関係者事故
 - 二 建設業者に責のある、工事に起因する重大な公衆災害事故

別表3-2

(下請表彰基準)

- 1 表彰対象とする下請業者は、県内に主たる営業所を有する建設業者とする。
- 2 表彰対象年度において、他の工事で工事成績評定点65点未満がある場合を除く。
- 3 対象となる下請業者は、本規約第3条第2項に規定する工事の施工に貢献した建設業者で、対象工事にかかる下請工事代金が2,500万円以上（機械・電気設備工事は1,500万以上）の1次下請業者とし、1工事当たり最大3下請業者までとする。ただし、マネージメントが主体の下請業者は、対象としない。
- 4 表彰対象年度から表彰日の前日までに建設業法や独占禁止法、その他の法令に違反し行政処分若しくはそれに準ずる行政指導を受けた建設業者、又は入札参加資格者指名停止措置要領により県の指名停止を受けた建設業者、若しくは受けている建設業者は対象としない。
- 5 表彰対象年度に他の工事現場において事故を起こした建設業者は対象としない。
- 6 その他表彰するにふさわしくない行為があった場合は対象としない。

別表4

(実施対象機関)

水環境対策課・自然環境課 （2機関連名）

漁港漁場課

営繕課

長崎振興局 （長崎港湾漁港事務所、長与都市開発事業所を含む。）

県央振興局

島原振興局

県北振興局

五島振興局 （土木部対象分は、上五島支所を含む）

壱岐振興局

対馬振興局 （上県土木出張所を含む。）

石木ダム建設事務所

県警察本部装備施設課

※ 振興局については、対象部局（土木・農林等）による合同表彰とする。

※ 県北振興局・石木ダム建設事務所については、選考・審査を合同で実施するものとする。

別表5

(不適当と認められる行為)

不適当と認められる行為は、次のいずれかに該当する行為とする。

1. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または起訴された。
2. 建設業法に違反する事例が判明した。
3. 独占禁止法に違反する事例が判明した。
4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
5. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
6. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
7. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為が判明した。
8. 受賞業者の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟、暴力団関係者がいることが判明した。
9. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っていた事実が判明した。
10. 安全管理が不適切であったため、死亡者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
11. 当該工事に係る瑕疵の修補により工事成績評価の再評価を行った場合。または損害賠償が実施されたとき。
12. その他表彰するにふさわしくない行為が判明した場合。